

令和 8 年 10 月 1 日

被保険者各位

日本M & A センターグループ健康保険組合

理事長 鶴田 大介

日本M & A センターグループ健康保険組合規約の一部変更について

令和 8 年 10 月 1 日より「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へと変更したため、健康保険組合規約を下記の通り一部変更いたしますので公告いたします。

記

新旧条文対照表

新	旧
第1条～第44条 略 (会計年度所属区分) 第45条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するものにあつては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。)がその請求を受理した日の属する年度 第46条 略 (準備金の保有方法) 第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金 (10)～(12) 略 第48条～第54条 略 附 則 1.この規約は、令和8年10月1日から施行する。	第1条～第44条 略 (会計年度所属区分) 第45条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度 第46条 略 (準備金の保有方法) 第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10)～(12) 略 第48条～第54条 略 附 則 1.この規約は、令和8年6月29日から施行する。